

みなべ町地域活性化事業補助金交付要綱

平成27年3月23日

告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化及びまちづくり活動に資する事業を促進するために、当該事業を実施する団体に対しその事業にかかる経費を予算の範囲内において補助することに関し、みなべ町補助金等の交付に関する規則（平成16年10月1日規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる町民、団体は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 自治会又は活動団体
- (2) その他町長が適当と認める団体

(団体の要件)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 規約、会則等に基づいて民主的で適正な運営が行われていること。
- (2) 活動の拠点がみなべ町内にあり公益的な活動を行うこと。
- (3) 5人以上の構成員があること。
- (4) 法令に抵触する活動及び公の秩序又は善良な風俗を害する活動をしていないこと。
- (5) 宗教活動（教義の布教、儀式行事等の実施、信者の育成等）又は政治活動（政治上の主義の推進、支持、反対等）をしていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、地域の活性化及びまちづくりに資する事業で、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 自発的なまちづくり事業で、町民参加、町民協働により地域活性化が期待できる事業
- (2) 新規性、発展性、継続性が認められ地域全体に効果の波及が見込まれる事業
- (3) 公共性があること。
- (4) 同一事業について、町の財源による他の補助金等を受けていない事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属するもの

- (2) 宗教、政治又は選挙活動に係る活動
- (3) 事業内容に新規性の無い既存の活動
- (4) 単に営利を目的とする活動
- (5) 事業効果が特定の個人又は団体のみに帰属するもの
- (6) 上記のほか、町長が適当でないと認めるとき

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額で30万円を限度とし、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。ただし、入場料、広告収入等の収入により総収入額が総支出額を超えた場合、その超えた額を補助金から控除する。

2 補助対象事業の事業費は、10万円以上であること

3 交付回数の限度は、次のとおりとする。

(1) 補助金は、1団体につき同一年度1事業とする。

(2) 同一事業及び町長が同一と認める事業については、複数回の補助金の交付は認めない。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接的に必要で、かつ、社会通念上補助の対象にふさわしい支出とし、原則として別表1に掲げる経費とする。

2 事務所等の維持経費、経常的な活動経費、交際費、慶弔費、不動産取得費及び団体の構成員に対する人件費は、補助の対象としない。

(申請書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、みなべ町地域活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 団体の概要調書（様式第4号）

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(審査及び通知)

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、みなべ町地域活性化事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴くものとする。

2 審査委員会が必要と判断した場合、申請者は、審査委員会に出席し事業説明をしなければならない。

3 町長は、審査委員会の意見を受け、地域活性化事業の承認を決定したときは、みなべ町地域活性化事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、不承

認を決定したときは、みなべ町地域活性化事業不承認通知書（様式第6号）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

（補助事業の取り下げ）

第9条 前条第3項により、地域活性化事業の承認を決定された者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の取り下げをしようとするときは、みなべ町地域活性化事業補助金交付申請取下書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助事業の内容変更等）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を3割以上変更しようとするときは、みなべ町地域活性化事業補助金変更申請書（様式第8号）、収支変更予算書（様式第9号）、その他変更内容のわかる書類を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

第11条 補助事業者は、交付を決定した額及び付した条件に従い、公正かつ効率的に補助事業の目的に従って、誠実に補助事業を遂行しなければならない。

（決定の取り消し）

第12条 町長は、補助事業に関して補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助金を補助事業の目的と異なることに使用したとき。
- （2）町に提出した書類に虚偽があるとき。
- （3）補助事業の実施方法が不適切であるとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の決定の条件に違反したとき

（取り消しの通知）

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、補助事業者に補助金交付決定取消通知書（様式10号）により通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第14条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までにみなべ町地域活性化事業補助金実績報告書（様式第11号）、収支決算書（様式第12号）、その他町長が必要と認める書類を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助事業の実績について検査を行い、その結果、申請にあった内容及び付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金確定通知書（様式第13

号)を交付しなければならない。

2 第7条に規定する補助金の決定は、前項に規定する補助金確定通知書をもって確定されたものとする。

ただし、重要な内容の変更があったときは、第9条により変更承認を受けた補助金の額が確定されたものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、補助金の額の確定後に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が概算払いを申し出た場合において、町長が、必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

3 前項の概算払いを受けようとする者は、概算払承認申請書(様式第14号)を提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請が適正であると認められるときは、概算払承認通知書(様式第15号)により通知するものとする。

5 補助事業者は、前項の通知を受理した後、地域活性化事業補助金(概算払い)請求書(様式第16号)を提出するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期間を定め補助金返還命令書(様式第17号)によりその返還を命ずるものとする。補助金の額を確定した場合において、その確定額を超える補助金が交付されている場合も同様とする。

(事業の公開)

第18条 申請事業については、広報紙等で公開するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

補助対象経費

科目	説明	備考
賃金	資格者・技術者等の作業賃金	団体の構成員への労務対価は除く。
報償費	講師・指導者等への謝礼、調査・研究に係る報償費等	団体の構成員及びそれに準ずる人に対する報償は除く。
旅費	外部から招く講師、指導者への交通費及び宿泊費	
消耗品	事業の実施に直接的に必要な消耗品。	参加賞、景品等は除く。
食料費	・講師やイベント参加者に提供するもの ・イベント等において飲食が事業の一部になっている場合	会議、懇親会等の食料費は対象外。
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料、パンフレット等の印刷製本費	
光熱水費	事業の実施に必要な電気、ガス、水道代等	
通信運搬費	案内の送料等	
保険料	事業の実施に必要な保険料（参加者、講師等の保険料を含む）	
委託料	団体の構成員では行うことが困難、又は外部委託した方が効率的なもの	社会通念上、必要最小限なもの
使用料及び賃借料	事業を実施するための会場、車両・機器等の借り上げ料	
備品購入費	事業の実施に当たり必要不可欠と認められる備品購入費	団体が日常的に使う備品は除く。
原材料費	事業に直接必要な材料代	
その他	上記のほか、事業の実施に必要であると町長が認める経費	

様式第1号（第7条関係）

平成 年 月 日

みなべ町長 小谷 芳正 様

申請者 住 所
団体名等
代表者氏名
電話番号

印

平成 年度みなべ町地域活性化事業補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、みなべ町地域活性化事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 規約・会則
- (4) 当該年度の事業計画及び予算書
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容（詳細に）

（注）実施予定日、参加予定者数等についても記載。

3 事業の効果

様式第3号 (第7条)

収支予算書

(収 入)

(単位：円)

区 分	予 算 額	備考 (積算根拠等)
みなべ町地域活性化事業補助金		
合 計		

(支 出)

(単位：円)

区 分	予 算 額	備考 (積算根拠等)
補 助 対 象 経 費		
	小 計 (A)	
補 助 対 象 外 経 費		
	小 計 (B)	
合 計 (A+B)		

団体の概要調書

団体等の名称			
所在地			
代表者	氏名		
	住所		
設立(予定)年月日			
会員数	役員	会員	合計
主たる事業内容			
連絡先	氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
	E-mailアドレス		

みなべ第 号
平成 年 月 日

様

みなべ町長 小谷 芳 正

みなべ町地域活性化事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあったみなべ町地域活性化事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、みなべ町地域活性化事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金額

円

3 補助の条件

みなべ第 号
平成 年 月 日

様

みなべ町長 小谷 芳 正

みなべ町地域活性化事業補助金交付不承認通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあったみなべ町地域活性化事業補助金については、下記のとおり不承認を決定したので、みなべ町地域活性化事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 不承認理由

平成 年 月 日

みなべ町長 小谷 芳正 様

申請者 住 所
団体名等
代表者氏名 印
電話番号

みなべ町地域活性化事業補助金交付申請取下書

平成 年 月 日付で交付申請をしましたが、みなべ町地域活性化事業については、下記の理由により取り下げます。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額
- 3 取り下げ理由

平成 年 月 日

みなべ町長 小谷 芳正 様

申請者 住 所
団体名等
代表者氏名
電話番号

印

平成 年度みなべ町地域活性化事業補助金交付変更申請書

平成 年 月 日付けみなべ第 号で補助金の交付決定のあった、みなべ町地域活性化事業については下記のとおり変更したいので、みなべ町地域活性化事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 補助事業名

2 変更の理由

3 変更の内容(詳細に)

4 添付書類

- (1) 収支変更予算書(様式第9号)
- (2) その他変更内容がわかる書類

様式第9号（第10条関係）

収支変更予算書

（収 入）

（単位：円）

区 分	当初予算額	変更後	増 減	備考（積算根拠等）
みなべ町地域活性化事業補助金				
合 計				

（支 出）

（単位：円）

区 分	当初予算額	変更後	増 減	備考（積算根拠等）	
補 助 対 象 経 費					
	小 計 (A)				
	補 助 対 象 外 経 費				
小 計 (B)					
合 計 (A+B)					

様式第10号(第13条関係)

みなべ第 号
平成 年 月 日

様

みなべ町長 小谷 芳正

補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付けみなべ第 号で交付決定をした補助金については、下記のとおり取り消しをしたので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 理由
- 3 補助金の既受領額
- 4 精算額

様式第11号(第14条関係)

平成 年 月 日

みなべ町長 小谷 芳正 様

住 所
団体名等
代表者氏名
電話番号

印

平成 年度みなべ町地域活性化事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付けみなべ第 号で補助金の交付決定のあった、みなべ町地域活性化事業が完了しましたので、みなべ町地域活性化事業補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

3 添付書類

収支決算書(様式第12号)、領収書等の写し、事業内容のわかる写真
その他町長が必要と認める書類

様式第12号 (第14条関係)

収支決算書
(収入)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差 引	備考 (積算根拠等)
みなべ町地域活性化事業補助金				
合 計				

(支 出)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差 引	備考 (積算根拠等)	
補助対象経費					
	小 計 (A)				
	補助対象外経費				
小 計 (B)					
合 計 (A+B)					

みなべ第 号
平成 年 月 日

様

みなべ町長 小谷 芳正 印

平成 年度みなべ町地域活性化事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付けみなべ第 号で交付決定をした補助金については、平成 年 月 日付けの実績報告に基づき、次のとおり補助金を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額
- 3 確定額

様式第14号(第16条関係)

平成 年 月 日

みなべ町長 小谷 芳正 様

住 所
団体名等
代表者氏名
電話番号

印

概算払承認申請書

平成 年 月 日付けみなべ第 号で交付決定を受けた補助金について、交付決定の内容及び付された条件に従い事業を完全に遂行しますので、概算払いを申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額
- 3 既受領額
- 4 今回申請額
- 5 理 由

様式第15号(第16条関係)

みなべ第 号
平成 年 月 日

様

みなべ町長 小谷 芳正

概算払承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった補助金の概算払いについては、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定額
- 3 既交付額
- 4 今回概算払承認額

様式第16号(第16条関係)

地域活性化事業補助金(概算払い)請求書				
事業名				
事業費	円			
交付決定額	円			
交付決定年月日	平成 年 月 日	交付決定番号	みなべ町第 号	
既受領額	区分	金額		受領年月日
	第 回			
今回請求額	円		残額	円
取引金融機関名	名称	口座番号	1 普通	2 当座
	支店等			
(フリガナ) 口座名義人				
<p>みなべ町地域活性化事業補助金交付要綱第16条の規定により、上記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>みなべ町長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 団体名 代表者</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

様式第17号（第17条関係）

みなべ第 号
平成 年 月 日

様

みなべ町長 小谷 芳 正

補助金返還命令書

平成 年 月 日付けみなべ第 号で交付決定をした補助金について、
返還を下記のとおり命じます。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額
- 3 確定額
- 4 既交付額
- 5 精算額
- 6 返還命令の理由
- 7 返還命令額

別表1 (第6条関係)

補助対象経費

科目	説明	備考
賃金	資格者・技術者等の作業賃金	団体の構成員への労務対価は除く。
報償費	講師・指導者等への謝礼、調査・研究に係る報償費等	団体の構成員及びそれに準ずる人に対する報償は除く。
旅費	外部から招く講師、指導者への交通費及び宿泊費	
消耗品	事業の実施に直接的に必要な消耗品。	参加賞、景品等は除く。
食料費	・講師やイベント参加者に提供するもの ・イベント等において飲食が事業の一部になっている場合	会議、懇親会等の食料費は対象外。
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料、パンフレット等の印刷製本費	
光熱水費	事業の実施に必要な電気、ガス、水道代等	
通信運搬費	案内の送料等	
保険料	事業の実施に必要な保険料(参加者、講師等の保険料を含む)	
委託料	団体の構成員では行うことが困難、又は外部委託した方が効率的なもの	社会通念上、必要最小限なもの
使用料及び賃借料	事業を実施するための会場、車両・機器等の借り上げ料	
備品購入費	事業の実施に当たり必要不可欠と認められる備品購入費	団体が日常的に使う備品は除く。
原材料費	事業に直接必要な材料代	
その他	上記のほか、事業の実施に必要であると町長が認める経費	

みなべ町地域活性化事業審査会内規

(目的)

第1条 地域活性化事業補助金の申請事業について適否を審査する。

(構成員)

第2条 構成員は、次に掲げるものとする。

- (1) 副町長、教育長、総務課長、産業課長、うめ課長、住民福祉課長、
教育次長

(審査の方法)

第3条 申請団体の組織や事業計画、収支予算計画のほか、次に示す項目を評価して審査する。

	審査項目	審査基準
1	公益性	より多くの町民の利益につながる。
2	自立性	補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保に努めている。
3	実現性	実行可能な手法、予算等で事業計画が立てられている。
4	公開性	より多くの人に参加できるような工夫がある。
5	緊急性・重要性	地域の活性化や課題解決の緊急性・重要性が具体的に示されている。
6	将来性	事業終了後も継続的な活動が見込まれる。また、成果が町民に広がる期待がある。
7	共感性	活動内容が町民や社会に受け入れられ、幅広く町民の共感が得られる内容である。

2 事業の採択については、上記の審査結果により協議を行い、出席委員の多数決によって決定する。

3 審査の結果については、適否の理由をつけて町長に報告する。